

人事委員会規則七―三三（給料表の適用範囲）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

秋田県人事委員会委員長 柴田一宏

人事委員会規則七―三三（給料表の適用範囲）の一部を改正する規則

規則七―三三（給料表の適用範囲）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第六号及び第三条の二第一項第四号中「、ねんりんピック推進室」を削る。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。